

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成28年1月5日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ヤマダ電機テックランド新潟亀田店
所在地 新潟市江南区東早通一丁目1番37号
設置者 株式会社ヤマダ電機

2 変更しようとする事項

（1）施設の配置に関する事項

- ・駐車場の位置及び収容台数
（変更前）307台（従業員用30台供用）
（変更後）257台（従業員用142台供用）

（2）施設の運営方法に関する事項

- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）3箇所
（県道新潟・亀田・内野線側1箇所，町道378号線側2箇所）
（変更後）2箇所
（県道新潟・亀田・内野線側1箇所，町道378号線側1箇所）

3 変更する年月日

平成28年8月25日

4 変更しようとする理由

駐車場の一部の土地を返却するため。

5 届出年月日

平成27年12月24日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市江南区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成28年1月5日から平成28年5月5日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp